

# 申請から活用までの流れ

時期

いつでも

募集

申請資料は広島県ホームページで確認できます。

<http://www.asset.pref.hiroshima.lg.jp/>

このページより技術の申請に必要な書類をダウンロードし、必要事項をご記入下さい。

申請

申請書類一式を下記のどちらかの方法で、ご提出下さい。

- ① 郵送
- ② 直接広島県庁の窓口へ提出  
(郵送先・提出先は、下記の「お問い合わせ先」と同様です)

審査

申請された技術について

「長寿命化技術検討委員会」より意見を聴取し、その後、審査会にて審査を行います。  
(区分1～3に評価)

1年に2回

登録

区分2、区分3の技術は「広島県長寿命化技術登録簿」に3年を経過する日の属する年度の末日まで登録します。

活用

広島県内の公共事業で活用を推進していきます。

お問い合わせ先(申請書類の郵送・提出先)

広島県土木局 技術企画課 企画調査グループ  
〒730-8511 広島県広島市中区基町10-52 TEL:082-513-3859(直通)



広島県長寿命化技術活用制度

## 公共土木施設の 『長寿命化に資する技術』 を募集



広島県土木局

# 広島県を支える事業者の皆様へ

この先、広島県の公共土木施設は「維持・修繕」の時代を迎えます。

県内には老朽化する施設が数多くあり、これらを安全に維持していくためには多額の費用が必要です。

そこで広島県では、維持・修繕のコスト縮減が可能な技術を蓄積し、積極的に公共事業に活用できるよう『広島県長寿命化技術活用制度』を設けました。

現在、『広島県長寿命化技術登録簿』に登録する、

# 公共土木施設の『長寿命化に資する技術』を募集しています。

## どんな技術を募集しているの？

公共土木施設(建築を除く)の長寿命化に資する技術

### 対象技術

- ①点検・診断・モニタリングの効率化技術 ②建設時・更新時に長寿命化を図る技術  
 【技術区分】③既設建造物の長寿命化を図る補修・補強技術 ④維持管理に係るライフサイクルコストを縮減する技術  
 ⑤既設建造物の維持管理を支援するシステム技術

【対象施設】公共土木施設(建築は含まない) … ①道路 ②河川 ③ダム ④砂防 ⑤港湾 ⑥海岸 ⑦下水道 ⑧公園 など

### 申請事業者

県内事業者(県内に、本社・本店、又は生産拠点がある民間事業者等)  
 ただし、国土交通省の「新技術活用システム」の評価情報に掲載されている長寿命化に資する技術は  
 県外事業者も申請可能

## どんな技術が登録されるの？

### 登録要件

- ①県内開発技術<sup>※1</sup>又は県外開発技術<sup>※2</sup>で公共事業に活用できるもの
- ②原則として単価設定が可能なもの
- ③「技術の成立性<sup>※3</sup>」を満足しているもの
- ④「公共事業への適用性<sup>※4</sup>」があるもの
- ⑤コスト縮減など従来技術と比べ活用の効果が同程度以上であるもの

※1 県内事業者が開発した技術  
 ※2 国土交通省の「新技術活用システム」の評価情報に掲載されている、長寿命化に資する技術  
 ※3 論理的な根拠があり、技術的な事項に係る性能、機能等が当該技術の目的や国等が定める基準等を満足するもの  
 ※4 当該技術に関する適用条件(自然条件、現場条件)、積算基準及び、施工管理基準等が明らかであるもの

技術の成立性、公共事業への適用性、活用効果等を評価し、3段階に区分します。このうち区分2、区分3を『広島県長寿命化技術登録簿』に登録します。

- 区分 ①活用するには改良が必要な技術  
 ②試験施工で効果を確認することが必要な技術  
 ③活用促進を図る技術

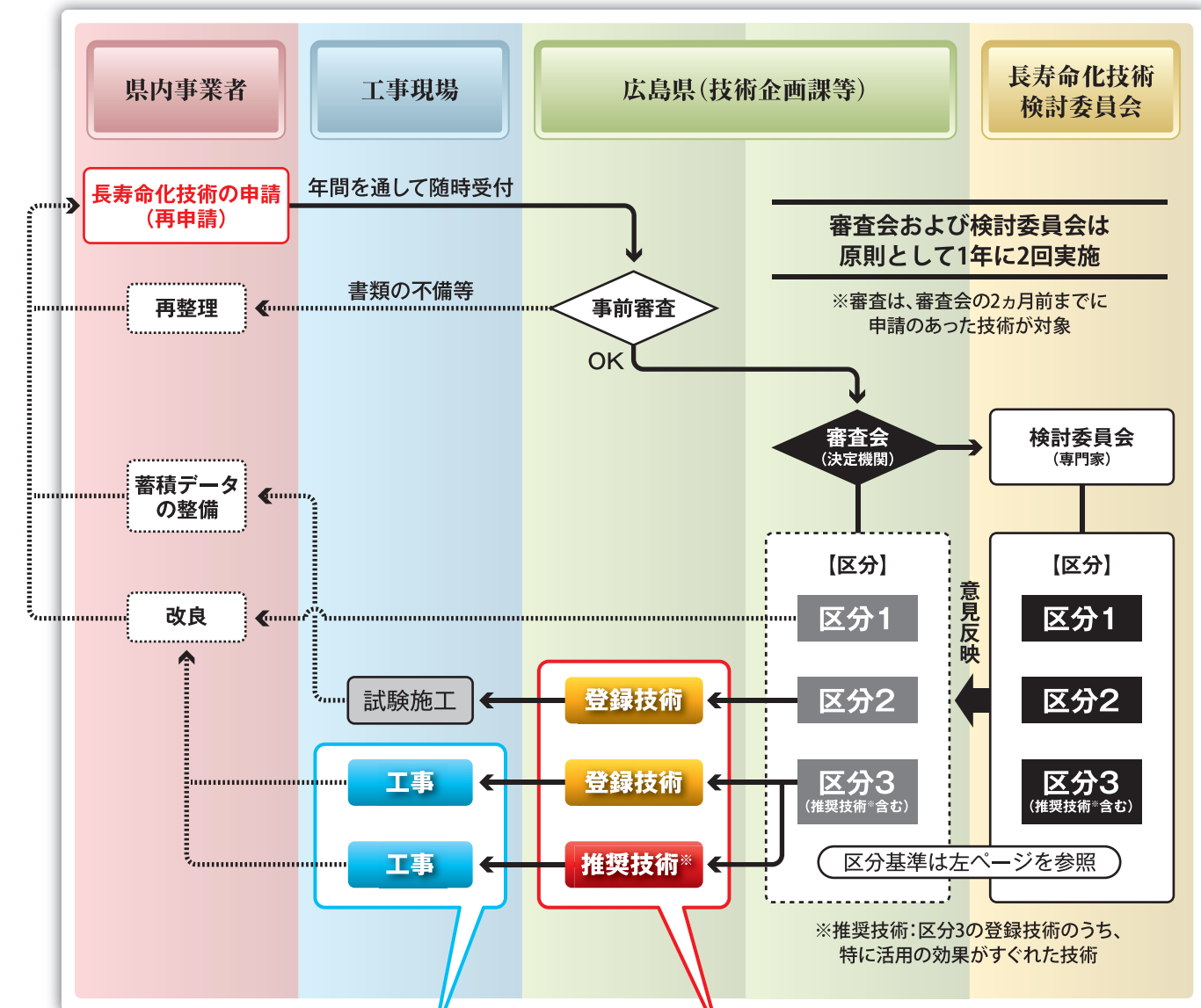
登録期間 3年を経過する日の属する年度の末日まで

## 登録されるとどうなるの？

- ①区分3と判定した技術は、登録技術の内容や設計単価等を広島県HPで公表し、現場の適用条件等を考慮した上で、公共事業での活用を推進します。
- ②区分3と判定した技術のうち、特に活用の効果が優れた技術は、「広島県長寿命化推奨技術」として認定し、登録期間を3年から5年に延長します。
- ③区分2と判定した技術のうち、試験施工対象技術として指定した技術は、実証フィールドを提供します。



## 『広島県長寿命化技術活用制度』の評価・登録フロー



維持・修繕等に関する公共事業への活用を推進!

広島県ホームページに情報を掲載!

